

第二百十七号議案

東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十二月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第四十条第三項」の下に「（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十八条第一号」を「第四十八条第一項第一号」に改める。

第二十九条中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改める。

第三十二条第二項中「あり、及び「当該環境配慮書」とあるのは「見解書」と、「当該環境配慮書」とあるのは「当該見解書」に改め、「第三十二条第一項」と、「環境配慮書」とあるのは「見解書」の下に「（第二十九条の規定により提出された特例環境配慮書を含む。）」を加える。

第三十三条第三項中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改める。

第三十四条第一項中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に、「同項第二号」を「前条第三項第二号」に改める。

第三十七条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、対象計画の案の目的又は内容の変更をしようとする場合において、当該変更が軽微な変更その他の規則で定める変更該当するときは、この限りでない。

第四十八条に次の一項を加える。

2 第四十条第二項及び第三項の規定は、同条第四項の規定が適用される場合に行う評価書案等の作成及び提出について準用

する。この場合において、同条第二項及び第三項中「調査計画書」とあるのは、「評価書案等」と読み替えるものとする。
第四十九条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第五十条中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改める。

第五十一条中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に、「同条第九号」を「同項第九号」に改める。

第五十三条中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に、「同条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第五十四条、第五十六条第一項及び第五十七条第一項中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改める。

第五十八条第一項中「第四十八条の」を「第四十八条第一項の」に改め、同項第一号中「第四十八条各号」を「第四十八条第一項各号」に改める。

第六十二条第一項中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、対象事業の目的又は内容の変更をしようとする場合において、当該変更が軽微な変更その他の規則で定める変更
に該当するときは、この限りでない。

第七十四条の次に次の一条を加える。

(事業者等の出席等)

第七十四条の二 審議会は、第六十九条の規定による調査審議を行うため必要があるときは、事業者その他関係者の出席を求め、説明を聴き、又は事業者その他関係者から資料の提出を求めることができる。

第九十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第九十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わない場合において、当該事業者に対し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与え、その意見に正当な理由がないと認めるときは、当該事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表

者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びにその事実を公表しなければならない。

別表第十二号及び第十三号中「新設」を「設置」に改め、同表第十四号中「新築」を「設置」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の改築、改良又は設置には、施設更新（既存の施設（建築物、工作物その他の施設をいう。以下同じ。）の全部又は一部の除却と併せて、当該施設と同一の敷地において、当該施設と同一の用に供する新たな施設を設ける行為で規則で定めるものをいう。）を含むものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条第一項、第二十九条、第三十二条第二項、第三十三条第三項及び第三十四条第一項の改正規定、第四十八条に一項を加える改正規定、第四十九条第一項、第五十条、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第六十二条第一項本文及び第九十一条第一項の改正規定並びに同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定並びに次項、附則第八項及び附則第九項の規定 公布の日

二 第七十四条の次に一条を加える改正規定 平成三十一年四月一日

三 第三十七条第一項ただし書及び第六十二条第一項ただし書の改正規定 平成三十二年四月一日

（計画段階環境影響評価における経過措置）

2 この条例の施行により新たにこの条例による改正後の東京都環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第二条第二号に規定する対象計画となる計画（新条例第二条第六号又は第七号の規定に基づく東京都規則の改正（この条例の施行と同時に施行されるものに限る。）により新たに対象計画となるものを含む。次項において同じ。）に相当するものを策定しようとする者は、この条例の施行前においても、新条例第二章の規定の例による環境影響評価の手続を行うことができる。

3 この条例の施行の際、既に策定されている計画（以下「既定計画」という。）について、当該施行の日以後にその内容の変更をしようとする場合（軽微な変更の場合を除く。）で、当該変更後の計画が当該施行により新たに新条例第二条第二号に規定する対象計画となる計画に相当するものであるときは、事業者は、東京都規則で定めるところにより知事に届け出なければならぬ。ただし、当該既定計画のうち当該変更に係る部分について新条例第二章の規定が適用される場合又は当該既定計画に基づく対象事業のうち当該変更に係る部分について新条例第三章若しくは第四章の規定が適用される場合は、この限りでない。

4 知事は、前項の規定による届出があつた既定計画の変更について環境の保全上特に必要があると認めるときは、新条例第二章の適用について事業者と協議するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、附則第三項の規定による届出があつた既定計画が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十二條第一項の規定により都市計画に定められているものであるときは、当該既定計画の変更に係る部分について、新条例の規定による対象計画の策定とみなし、新条例第二章の規定を適用する。

（事業段階環境影響評価等における経過措置）

6 この条例の施行の際、当該施行により新たに新条例第二条第五号の対象事業となる事業（新条例第二条第五号の規定に基づく東京都規則の改正（この条例の施行と同時に施行されるものに限る。）により新たに対象事業となるものを含む。次項において同じ。）で、新条例第四十八條第一項の規則で定める時期を経過していないものを実施しようとする者は、新条例第三章及び第四章の規定に基づく環境影響評価及び事後調査の手續を行うものとする。

7 この条例の施行の際、当該施行により新たに新条例第二条第五号の対象事業となる事業で、既に新条例第四十八條第一項の規則で定める時期を経過しているものを実施しようとする者は、新条例第三章又は第四章の規定の例による環境影響評価又は事後調査の手續を行うことができる。

8 前二項の新たに対象事業となる事業を実施しようとする者（新条例第二条第八号の知事が対象事業を実施しようとする者であると認める者及び新条例第九十二條の事業者に代わる都市計画決定権者を含む。）は、この条例の施行前においても、

当該事業について、新条例第三章又は第四章の規定の例による環境影響評価又は事後調査の手続を行うことができる。

9 附則第一項第一号に定める日前にこの条例による改正前の東京都環境影響評価条例第九十一条第一項各号のいずれかに該当する事業者に対するその事実の公表については、なお従前の例による。

（提案理由）

環境影響評価等の手続を明確にするため、施設更新について定めるほか、所要の改正を行う必要がある。